

# JIS

## 車椅子用可搬形スロープ

JIS T 9207 : 2021

(JASPA/JSA)

令和 3 年 12 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市川 直樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清家 剛	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡田 滋彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中川 梓	一般財団法人日本規格協会
	奈良 広一	長野計器株式会社
	久田 真	東北大学
	廣瀬 道雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤本 浩志	早稲田大学
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	細谷 恵	主婦連合会
	松橋 隆治	東京大学
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.5.20 改正：令和 3.12.20

官 報 掲 載 日：令和 3.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会

(〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル TEL 03-3437-2623)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 各部の名称	3
5 種類	4
6 要求事項	5
6.1 リスク分析	5
6.2 人間工学的特性	5
6.3 外観	5
6.4 構造	5
6.5 寸法	5
6.6 走行面の滑り止め性能	5
6.7 固定性能	6
6.8 耐たわみ性能	6
6.9 耐久性能	6
6.10 耐荷重性能	6
6.11 運搬用ハンドルの性能	6
7 試験方法	6
7.1 試験条件	6
7.2 試料の準備及び試験順序	6
7.3 目視触覚試験	7
7.4 走行面の滑り止め性能試験	7
7.5 固定性能試験	8
7.6 耐たわみ性能試験	14
7.7 耐久性能試験	15
7.8 耐荷重性能試験	15
7.9 運搬用ハンドルの性能試験	16
8 検査方法	17
9 表示	17
10 取扱説明書	18
附属書 A (規定) テストブロック	19
解 説	21

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 9207:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 車椅子用可搬形スロープ

## Portable ramps for wheelchairs

### 1 適用範囲

この規格は、階段、段差又は間隙のある部分に設置し、手動車椅子又は電動車椅子（以下、車椅子という。）が通行可能なようにするために両端で荷重を支える可搬形スロープ（以下、スロープという。）について規定する。ただし、爪などで固定するスロープは除く。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS G 4305** 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯

**JIS K 6253-3** 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—硬さの求め方—第3部：デュロメータ硬さ

**JIS R 6253** 耐水研磨紙

**JIS T 0102** 福祉関連機器用語 [支援機器部門]

**JIS T 14971** 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用

**JIS Z 8051** 安全側面—規格への導入指針

**JIS Z 8401** 数値の丸め方

**JIS Z 8703** 試験場所の標準状態

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS T 0102**による。

#### 3.1

##### 走行面

スロープの上端部及び下端部を含む、車椅子の車輪が通過する側のスロープの面全体

#### 3.2

##### 支持台

スロープの上端部及び下端部を載せる台

#### 3.3

##### 試験面

スロープを支持台の上に置いたときに支持台と接した部分から内側の走行面